

《別紙》

(1) 当事業計画特有の事情

当事業計画の特有の事情として、①当該地周辺は上水道が整備されておらず、周辺住民が地下水を飲用としている、②当該計画地の透水性が高い、③事業者は選別等中間処理後の廃プラを含む混合廃棄物を埋立処分することが想定されるが、これらは安定5品目以外の混入防止が困難と判断される、ことが挙げられる。

(2) 熊本県環境影響評価条例手続における環境保全措置の要請及びこれに対する事業者の対応

当該事業計画については、熊本県環境影響評価条例手続において、(1)に掲げた背景等から「周辺地域の生活環境保全についての適正な配慮のため」、令和7年(2025年)8月に県から事業者に対し環境保全措置の要請を行っている。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)に基づく施設設置許可申請書の中で、事業者は環境保全措置の要請に対し、その対応を以下のとおり回答している。

- ・「浸透水の地下浸透の確実な防止」の要請について「新たに埋立区域の底面に一重(ひとえ)の遮水シートを施工し、法面部の南側をモルタル施工に変更する」
- ・「浸透水中のPFOS及びPFOAなどの化学物質やBODなどの汚濁成分の処理」について「参考文献等から、礫間接触酸化処理と活性炭処理により処理可能」
- ・「事業区域下流の地下水調査」の要請について「事業区域内の調査結果から、地下水の流れは南西方向であり、下流集落の地下水への影響のおそれはないことから、追加の地下水調査は必要ない」

(3) 環境保全措置の要請に対する事業者対応への県判断

事業者対応は

- ・周辺井戸水の汚染リスクの観点から浸透水の地下浸透防止措置が不十分
- ・浸透水中のPFOS及びPFOAなどの化学物質やBODなどの汚濁成分の処理方法の有効性が具体的データにより示されていない
- ・当該計画地周辺の地下水調査が必要

など、専門家からも「不十分」との意見。

これらのことから、法に基づく許可基準である「周辺地域の生活環境保全についての適正な配慮」がなされていないため、県は不許可と判断。